

更正請求書

受付印

令和 3 年 5 月 10 日 豊橋市長 様	※処理事項	発信年月日 通信日付印 確認
所在地及び電話番号	〒 440-8501 豊橋市今橋町1番地 (電話 0532-51-2195)	
(ふりがな)	ていしーえいち	法人番号
法人名及び法人番号	(株)TCH	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0
(ふりがな)	とよはし たろう	
代表者氏名	豊橋 太郎	
地方税法 20 条 の9の3 第1項 の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。		
更正の請求の対象となる事業年度又は連結事業年度	平成 29 年 9 月 1 日から平成 30 年 10 月 31 日まで	
摘要	更正の請求前	更正の請求後
課税標準等	250,000 円	150,000 円
税額等	30,700	18,400
法第20条の9の3第1項の更正の請求の場合	法定納期限	平成 30 年 10 月 31 日
法第20条の9の3第2項の更正の請求の場合	第1号の判決等の確定日	年 月 日
	第2号の更正・決定等のあった日	年 月 日
	第3号の政令で定める理由の生じた日	年 月 日
法第321条の8の2の更正の請求の場合	国の税務官署の更正の通知日	年 月 日
更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項	法人税の申告において売上げの過大計上があったため	
連結親法人の本店所在地及び電話番号	〒 (電話)	
(ふりがな)		法人番号
連結親法人の名称及び法人番号		
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	豊橋 銀行 口座番号 (普通・当座)	今橋 支店 123456
関与税理士	(電話)	

「更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料(法第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書写)を添付すること。